

# 佐世保観光コンベンション協会

## コンベンション開催助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コンベンションの開催により佐世保市の観光振興及び地域の活性化を図ることを目的に、本市でコンベンションを開催する主催者に対して予算の範囲内において、コンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(審査会の設置)

第2条 公益財団法人佐世保観光コンベンション協会理事長（以下「理事長」という。）は、助成金の適正な運営を期するため、別に定めるところにより、コンベンション開催助成金審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(助成対象)

第3条 助成の対象となるコンベンションとは以下のものをいう。

(1) 学会

学術研究団体が主催する学術研究の発表、討論のための集会・総会等

(2) 大会・会議

各種協会・団体等が主催する総会・大会・会議・研修会等

2 助成の対象となるコンベンションは、次の各号にすべて該当するものとする。

(1) 佐世保市内で開催されるもの

(2) 参加者の範囲が九州大会に準じる規模以上のものとする。

(3) 各種協会、団体、学会等が主体となって開催するもの

(4) その他理事長又は審査会が承認したもの

3 次に該当するものは、本助成金交付の対象としない。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの

(3) 国または地方公共団体が主催するもの

(4) 国又は地方公共団体から他に補助金等その他の経済支援、又はこれに準ずる支援を受けるもの

(5) その他理事長又は審査会が不相当と認めるもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、コンベンション参加者が、佐世保市内の宿泊施設に宿泊した延べ人数に応じ、次に掲げる額の範囲内とする。

(1) 文化・学術コンベンション(大会・会議・シンポジウム等)

| 延べ宿泊数(人泊) |   |       | 助成金の額      |
|-----------|---|-------|------------|
| 100       | ～ | 199   | 100,000円   |
| 200       | ～ | 299   | 200,000円   |
| 300       | ～ | 499   | 300,000円   |
| 500       | ～ | 999   | 500,000円   |
| 1,000     | ～ | 1,499 | 1,000,000円 |
| 1,500     | ～ | 1,999 | 1,500,000円 |
| 2,000     | ～ | 2,999 | 2,000,000円 |
| 3,000     | ～ |       | 3,000,000円 |

大会の規模が九州大会に準じる規模のものであるコンベンションのうち各県持回りで行われるもので、なおかつ延べ宿泊数が200人泊以上の大会については、上記に掲げる助成金額の半分を助成するものとする。また、大会開催日が対象年度の3月1日以降の大会に関しても、上記に掲げる助成金額の半分を助成するものとする。

(助成の申込み)

第5条 助成を受けようとするコンベンション主催者は、原則としてコンベンション開催の前年度9月までに要望書(第7号様式)の提出を行い、次に掲げる書類を開催の1ヶ月前までに理事長に提出するものとする。年度内の新規申請においては予算の範囲内において助成する。

- (1) コンベンション開催助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(交付の内定及び通知)

第6条 理事長は前条の申請書を受理した時は、その内容を審査会により審査し、適当と認められた場合は、申請者に対して速やかにその決定の内容を助成金交付内定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 助成金を交付することが不相当と認めるときは、申請者に対して速やかにその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の助成金の交付内定を受けた者は、特別な理由のない限り、コンベンション終了後原則として1箇月以内もしくは開催年度の3月30日のどちらか早い日付までに次に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(第3号様式)

(2) 宿泊施設利用証明書(第4号様式)

(3) その他理事長が必要と認める書類(収支決算書等)

2 前項の期間内に必要書類を提出できない場合は、書類提出時に書面にてその理由を付さなければならない。

3 コンベンション開催終了後2箇月以内もしくは開催年度の3月30日のどちらか早い日付までに実績報告が提出されなかった場合は、如何なる場合であっても助成金を交付しない。

(交付額の確定)

第8条 理事長は、前条の報告書を受理した時は、その内容を審査し、適当と認めた場合は交付すべき助成金の額を確定し、申請者に対して速やかに交付額決定通知書(第5号様式)を通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、交付するものとする。

2 コンベンション主催者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、請求書(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第10条 申請事項に虚偽の申請があった場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第11条 助成金の交付の決定を取り消した場合において、既にその助成金が交付されているときは、主催者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

(スポーツの助成)

第12条 長崎県スポーツコミッションを通して申し込みのあったスポーツコンベンションについては、長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金実施要綱に基づき審査されたものについて、助成するものとする。ただし、実績の報告に関しては、宿泊証明書のみ受け付ける。

(1) 申請

長崎県スポーツコミッションを通じて書類を申請する。提出書類、要綱は長崎県スポーツコミッションスポーツコンベンション開催助成事業補助金実施要綱に基づく。

(2) 交付基準

補助金の交付基準額及び新規加算額は、スポーツコンベンション参加者の延べ宿泊人数に応じて、次の表に掲げる額を限度とする。ただし、大会規模が九州大会又はこれに準ずる規模以上であることとする。

①補助期間

同一大会への補助は3年までとする。また、本事業適用終了後、翌年度から数えて3年間は、同じスポーツコンベンションへの補助は原則として、対象外とする。

②適用除外

次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- i. 国、地方公共団体のプロジェクトで行われるもの（国体、インターハイ等）
- ii. 各県持ち回りで行われるもの（一定の順序で開催されているもの等）
- iii. 県内の市町間で大会の開催地が異動するもの
- iv. スポーツ合宿
- v. 興行及び営利を目的とするもの
- vi. 政治的活動及び宗教的活動を目的とするもの
- vii. 国及び地方公共団体から他に補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの
- viii. スポーツコンベンションが補助事業者の管内市町で開催されていないもの
- ix. その他会長が不相当と認めるもの

③交付基準額

| 延べ宿泊人数又は参加者数      | 交付基準額<br>(県と市町又は CV 協会等負担額の合計) | 新規加算額<br>(県と市町又は CV 協会等負担額の合計) |
|-------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 300人以上 500人未満     | 200,000円                       | 100,000円                       |
| 500人以上 1,000人未満   | 250,000円                       | 125,000円                       |
| 1,000人以上 1,500人未満 | 500,000円                       | 250,000円                       |
| 1,500人以上 2,000人未満 | 750,000円                       | 375,000円                       |
| 2,000人以上 3,000人未満 | 1,000,000円                     | 500,000円                       |
| 3,000人以上          | 1,500,000円                     | 750,000円                       |

(施行の細目)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の佐世保市コンベンション開催助成金交付要綱に基づき、佐世保市長に交付申請がなされたコンベンションで、平成16年4月1日以降に開催されるものについては、この要綱を適用するものとする。
- 3 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成21年12月22日から施行する。
- 5 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。